

新 旧 対 照 表

○ 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係 （森林計画特別控除の対象となる山林所得） 30の2—1 ・ ・ ・ ・ ・、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた同法第11条第1項に規定する<u>森林経営計画</u>（以下この項において「<u>認定森林経営計画</u>」という。）に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該<u>森林経営計画</u>を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、・ ・ ・ ・ ・。 (1) <u>認定森林経営計画</u>の対象とされていない山林 (2) <u>認定森林経営計画</u>の対象とされている山林のうち当該<u>森林経営計画</u>に基づいて伐採又は譲渡しなかった部分 (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) 森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための<u>森林経営計画</u>のうち、森林法施行規則第13条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係る<u>森林経営計画</u>（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）の対象とされていた山林 (5) <u>認定森林経営計画</u>につき森林法第16条《認定の取消し》又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項《<u>森林経営計画</u>の変更の特例》の規定による認定の取消しがあった場合の当該<u>森林経営計画</u>の対象とされていた山林 （注）<u>認定森林経営計画</u>につき森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあった場合における措置法第30条の2第1項の規定の適用については、その<u>森林経営計画</u>は認定を受けなかったものとみなされる。したがって、この場合においては、その認定の取消しをされた<u>森林経営計画</u>に基づいて伐採又は譲渡をした山林に係るその取消し前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けていた者は、・ ・ ・ ・ ・。	措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係 （森林計画特別控除の対象となる山林所得） 30の2—1 ・ ・ ・ ・ ・、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた同法第11条第1項に規定する<u>森林施業計画</u>（以下この項において「<u>認定森林施業計画</u>」という。）に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該<u>森林施業計画</u>を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、・ ・ ・ ・ ・。 (1) <u>認定森林施業計画</u>の対象とされていない山林 (2) <u>認定森林施業計画</u>の対象とされている山林のうち当該<u>森林施業計画</u>に基づいて伐採又は譲渡しなかった部分 (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) 森林法第11条第4項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための<u>森林施業計画</u>のうち、森林法施行規則第13条第2項第3号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係る<u>森林施業計画</u>（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）の対象とされていた山林 (5) <u>認定森林施業計画</u>につき森林法第16条《認定の取消し》又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項《<u>森林施業計画</u>の変更の特例》の規定による認定の取消しがあった場合の当該<u>森林施業計画</u>の対象とされていた山林 （注）<u>認定森林施業計画</u>につき森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあった場合における措置法第30条の2第1項の規定の適用については、その<u>森林施業計画</u>は認定を受けなかったものとみなされる。したがって、この場合においては、その認定の取消しをされた<u>森林施業計画</u>に基づいて伐採又は譲渡をした山林に係るその取消し前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けていた者は、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後	改 正 前
（分収造林契約等の収益についての適用） 30の2—2 ・ ・ ・ ・ ・、同項に規定する<u>森林経営計画</u>に基づく山林の伐採又は譲渡による収益を所得税法施行令第78条の2《分収造林契約又は分収育林契約の収益》に規定する分収造林契約又は分収育林契約により分収する場合における山林所得の金額の計算についても適用があるものとする。 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （代替資産の取得の時期） 33—47 ・ ・ ・ ・ ・、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。 この場合において、・ ・ ・ ・ ・、当該償却費の額のうち同法第33条の6《代替資産の取得価額の計算》の規定により当該代替資産の取得価額とされる金額を基礎として計算した償却費の額を超える金額は、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33—48 ・ ・ ・ ・ ・、措置法に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却を除く。）・ ・ ・ ・ ・。	（分収造林契約等の収益についての適用） 30の2—2 ・ ・ ・ ・ ・、同項に規定する<u>森林施業計画</u>に基づく山林の伐採又は譲渡による収益を所得税法施行令第78条の2《分収造林契約又は分収育林契約の収益》に規定する分収造林契約又は分収育林契約により分収する場合における山林所得の金額の計算についても適用があるものとする。 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係 （代替資産の取得の時期） 33—47 ・ ・ ・ ・ ・、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、<u>措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却</u>を除く。）の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けることができることに取り扱う。 この場合において、・ ・ ・ ・ ・、当該償却費の額のうち措置法第33条の6《代替資産の取得価額の計算》の規定により当該代替資産の取得価額とされる金額を基礎として計算した償却費の額を超える金額は、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33—48 ・ ・ ・ ・ ・、措置法に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、<u>措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却</u>を除く。）・ ・ ・ ・ ・。

改正後	改正前
措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2—8 一団の宅地の造成に関する事業（以下<u>34の2—16</u>までにおいて「宅地造成事業」という。）……………。 (1) ……………。 (2) ……………。 イ ……………。 ロ ……………。 ハ ……………。 ニ ……………。 ホ ……………。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第7項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、次の点に留意する。 イ ……………。 ロ ……………。 ハ ……………。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2—9 ……………。 (1) ……………。 (2) ……………。 (3) ……………、その全部が措置法令第22条の8 <u>第8項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 <u>34の2—10</u> 削 除	措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係 (都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業) 34の2—8 一団の宅地の造成に関する事業（以下<u>34の2—9</u>までにおいて「宅地造成事業」という。）……………。 (1) ……………。 (2) ……………。 イ ……………。 ロ ……………。 ハ ……………。 ニ ……………。 ホ ……………。 (3) 措置法令第22条の8 <u>第8項</u>に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、次の点に留意する。 イ ……………。 ロ ……………。 ハ ……………。 (土地区画整理事業として行われる宅地造成事業) 34の2—9 ……………。 (1) ……………。 (2) ……………。 (3) ……………、その全部が措置法令第22条の8 <u>第9項</u>に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。 <u>(都市計画区域内において行われる住宅建設事業)</u> <u>34の2—10</u> 一団の住宅建設に関する事業（以下この項において「住宅建設事業」という。）が措置法第34条の2第2項第3号ハに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。

改 正 後	改 正 前
(優先分譲宅地がある場合の適用関係) 34の2—11 宅地造成事業により造成する宅地のなかに優先分譲宅地がある場合には、当該事業のために土地等を買収取られた者のうち優先分譲宅地の分譲を受けることを約している者については措置法第34条の2第1項の規定の適用はないが、・・・・・・。 (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2—13 ・・・・・・・又は第51条の2第1項《施行の認可》に規定する認可の申請があった	(1) <u>措置法第34条の2第2項第3号ハに定める戸数要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</u> イ <u>住宅建設事業がその施行者を異にして隣接する地域において施行される場合には、戸数要件は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者ごとに判定すること。</u> ロ <u>住宅建設事業の施行者が、当該事業の施行地域の隣接する地域において、他の者から住宅の建設を請け負い、自らの住宅建設事業と当該請負に係る工事とを一括して施行する場合には、戸数要件は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者が取得した一団の土地の上に建設する住宅の戸数のみに基づいて判定すること。</u> ハ <u>住宅建設事業により建設した住宅の分譲を開始した後において当該事業の計画を変更し、当該事業の施行地域を拡張した場合には、その拡張した部分に係る事業は、その拡張前の計画に係る事業とは別個の事業として、戸数要件の判定を行うこと。</u> ニ <u>住宅建設事業により建設する建物のなかに住宅（店舗等併用住宅のうち、住居の用途に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上であるものを含む。以下34の2—14までにおいて同じ。）以外のものがある場合には、戸数要件は当該住宅以外のものを除いたところで判定すること。</u> ホ <u>住宅建設事業により建設する住宅のなかに優先分譲住宅（同号ハに規定する優先分譲住宅をいう。以下34の2—14までにおいて同じ。）がある場合には、戸数要件は優先分譲住宅を除いたところで判定すること。</u> (2) <u>住宅建設事業により建設される一の住宅（優先分譲住宅を含む。）は、その全部が措置法令第22条の8第10項に規定する床面積要件に該当するものでなければならないことに留意する。</u> (優先分譲宅地等がある場合の適用関係) 34の2—11 <u>一団の宅地の造成又は住宅の建設に関する事業（以下34の2—17までにおいて「宅地造成等事業」という。）により造成する宅地又は建設する住宅のなかに優先分譲宅地又は優先分譲住宅がある場合には、当該事業のために土地等を買収取られた者のうち優先分譲宅地又は優先分譲住宅の分譲を受けることを約している者については措置法第34条の2第1項の規定の適用はないが、・・・・・・。</u> (土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期) 34の2—13 ・・・・・・・又は第51条の2第1項《施行の認可》に規定する認可の申請があった

改 正 後	改 正 前
日の属する年の1月1日以後（当該事業の同法第2条第4項《定義》に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第5項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、・・・。 （公募要件） 34の2—14 措置法第34条の2第2項第3号ハに規定する「公募の方法により行われるもの」とは、<u>宅地造成事業</u>により造成された宅地（優先分譲宅地又は公共施設若しくは公益的施設の敷地の用に供される部分の土地を除く。以下34の2—16までにおいて同じ。）の全部が公募の方法により分譲される事業をいうことに留意する。したがって、<u>宅地造成事業</u>であっても、・・・。 (1) 造成された宅地の全部又は一部の賃貸を目的とする事業 (2) 造成された宅地の全部又は一部を、従業員、子会社その他特定の者に譲渡することを約して行う事業 （公募手続開始前の譲渡） 34の2—15 <u>宅地造成事業</u>により造成された宅地を公募手続開始前に譲渡するときは、・・・。 （会員を対象とする土地等の譲渡） 34の2—16 いわゆるハウジングメイト等会員を対象として<u>宅地造成事業</u>により造成された宅地の譲受人を募集するものであっても、・・・。 （注） ・・・。 （「公共用施設」の範囲） 34の2—20 措置法規則第17条の2 <u>第7項</u>に規定する「公共用施設」とは、・・・。 （事業の区域の面積判定） 34の2—21 措置法規則第17条の2 <u>第8項</u>又は<u>第11項</u>に定める事業の区域の面積が1,000㎡又は300㎡以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように同条第8項又は第11項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる	日の属する年の1月1日以後（当該事業の同法第2条第4項《定義》に規定する施行地区内の土地等につき措置法令第22条の8 <u>第6項</u>に規定する仮換地の指定が行われた場合には、・・・。 （公募要件） 34の2—14 措置法第34条の2第2項第3号ニに規定する「公募の方法により行われるもの」とは、<u>宅地造成等事業</u>により造成された宅地（優先分譲宅地又は公共施設若しくは公益的施設の敷地の用に供される部分の土地を除く。以下34の2—16までにおいて同じ。）<u>又は建設された住宅</u>（優先分譲住宅を除く。以下34の2—16までにおいて同じ。）の全部が公募の方法により分譲される事業をいうことに留意する。したがって、<u>宅地造成等事業</u>であっても、・・・。 (1) 造成された宅地<u>又は建設された住宅</u>の全部又は一部の賃貸を目的とする事業 (2) 造成された宅地<u>又は建設された住宅</u>の全部又は一部を、従業員、子会社その他特定の者に譲渡することを約して行う事業 （公募手続開始前の譲渡） 34の2—15 <u>宅地造成等事業</u>により造成された宅地<u>又は建設された住宅</u>を公募手続開始前に譲渡するときは、・・・。 （会員を対象とする土地等の譲渡） 34の2—16 いわゆるハウジングメイト等会員を対象として<u>宅地造成等事業</u>により造成された宅地<u>又は建設された住宅</u>の譲受人を募集するものであっても、・・・。 （注） ・・・。 （「公共用施設」の範囲） 34の2—20 措置法規則第17条の2 <u>第8項</u>に規定する「公共用施設」とは、・・・。 （事業の区域の面積判定） 34の2—21 措置法規則第17条の2 <u>第9項</u>又は<u>第12項</u>に定める事業の区域の面積が1,000㎡又は300㎡以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように同条第9項又は第12項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる

改 正 後	改 正 前
建物の用に供される土地がある場合には、・・・・・・。 措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （譲渡に係る対価の額が1億5千万円を超えるかどうかの判定） 36の2—6の2 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る対価の額（以下この項において「譲渡対価」という。）が<u>1億5千万円</u>を超えるかどうかの判定は、・・・・・・。 (1) ・・・・・。 (2) ・・・・・。 イ ・・・・・ ・・・・・・ ロ ・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・。 (3) ・・・・・。 (4) ・・・・・。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業の用に供される資産の用途） 37—6 ・・・・・、同号の下欄に規定する<u>特定資産</u>でその所有者の営む農業の用に供されるものに限られることに留意する。 （土地等が譲渡資産又は買換資産に該当するかどうかの判定） 37—8 譲渡又は取得した土地等（措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「土地等」をいう。以下37の3—2までにおいて同じ。）が同表の各号の上欄に規定する譲渡資産又は・・・・・・。	建物の用に供される土地がある場合には、・・・・・・。 措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係 （譲渡に係る対価の額が2億円を超えるかどうかの判定） 36の2—6の2 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る対価の額（以下この項において「譲渡対価」という。）が<u>2億円</u>を超えるかどうかの判定は、・・・・・・。 (1) ・・・・・。 (2) ・・・・・。 イ ・・・・・ ・・・・・・ ロ ・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・。 (3) ・・・・・。 (4) ・・・・・。 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 （農業の用に供される資産の用途） 37—6 ・・・・・、同号の下欄のイ又はロに規定する<u>資産</u>でその所有者の営む農業の用に供されるものに限られることに留意する。 （土地等が譲渡資産又は買換資産に該当するかどうかの判定） 37—8 譲渡又は取得した土地等が措置法第37条第1項の表の各号の上欄に規定する譲渡資産又は・・・・・・。

改 正 後	改 正 前
（建物等が買換資産に該当するかどうかの判定） 37—9 措置法第37条第1項の表の下欄に規定する「<u>建物、構築物又は機械及び装置</u>」及び「<u>特定資産（建物、構築物又は機械及び装置に限る。）</u>」とは、・・・・・・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37—11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄及び第5号の上欄の<u>かつ</u>こ内に規定する「建物」とは、・・・・・・。 ・・・・・・ （事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37—11の8 措置法第37条第1項の表の第1号及び第5号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている当該建物を所有する者が有する<u>土地等</u>をいい、一の建物に事務所等として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、<u>土地等</u>のうち事務所等として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。 $\begin{array}{ccccc} \text{当該土地等} & & \text{当該土地等のうち} & & \text{当該建物の床面積のうち} \\ \text{のうち事務} & & \text{事務所等として使} & & \text{37—11の7の算式により} \\ \text{所等の敷地} & & \text{用されている部分} & & \text{計算した事務所等として} \\ \text{として専ら供} & + & \text{とその他の部分と} & \times & \text{使用されている部分の床} \\ \text{されている} & & \text{に併用されている} & & \text{面積} \\ \text{部分の面積} & & \text{部分の面積} & & \text{当該建物の床面積} \end{array}$ （注）譲渡した<u>土地等</u>が事務所等として使用されている建物の「敷地」に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該<u>土地等</u>が当該建物と一体として利用されているものであったかどうかにより判定する。 （長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定） 37—11の13 <u>その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の第9号の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、次の点に留意する。</u>	（建物等が買換資産に該当するかどうかの判定） 37—9 措置法第37条第1項の表の下欄に規定する「<u>建物、構築物又は機械及び装置</u>」とは、・・・・・・。 （「事務所等として使用されている建物」の判定） 37—11の7 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「建物」とは、・・・・・・。 ・・・・・・ （事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等） 37—11の8 措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」とは、事務所等として使用されている建物の敷地の用に供されている当該建物を所有する者が有する<u>土地又は借地権等</u>をいい、一の建物に事務所等として使用されている部分とその他の部分とがある場合には、<u>土地又は借地権等</u>のうち事務所等として使用されている建物の部分は次の算式により計算した面積に相当する部分とする。 $\begin{array}{ccccc} \text{当該土地又} & & \text{当該土地又は借地} & & \\ \text{は借地権等} & & \text{権等のうち事務所} & & \text{当該建物の床面積のうち} \\ \text{のうち事務} & & \text{等として使用され} & & \text{事務所等として専ら使用} \\ \text{所等として} & + & \text{ている部分とその} & \times & \text{されている部分の床面積} \\ \text{専ら使用さ} & & \text{他の部分とに併用} & & \text{当該建物の床面積} \\ \text{れている部} & & \text{されている部分の} & & \\ \text{分の面積} & & \text{面積} & & \end{array}$ （注）譲渡した<u>土地又は借地権等</u>が事務所等として使用されている建物の「敷地」に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該<u>土地又は借地権等</u>が当該建物と一体として利用されているものであったかどうかにより判定する。 （新 設）

改正後	改正前
(1) <u>その土地等が、共有物である場合には、土地等の全体の面積にその者の共有持分の割合を乗じて計算した面積（当該土地等が独立部分を区分所有する特定施設の敷地の用に供するものである場合には、当該土地等の総面積に当該特定施設に係る建物の独立部分の総床面積のうちにその者の区分所有する独立部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積）を、その者が取得した土地等の面積とする。</u> (2) <u>その土地等が、特定施設として使用されている部分とその他の部分からなる施設の敷地の用に供されるものである場合には、特定施設の敷地の用に供される土地等の面積は、次の算式により計算した面積とする。</u> $ \begin{array}{rcl} \begin{array}{l} \text{その土地} \\ \text{等のうち} \\ \text{特定施設} \\ \text{の敷地の} \\ \text{用に専ら} \\ \text{供される} \\ \text{部分の面} \\ \text{積} \end{array} & + & \begin{array}{l} \text{その土地等} \\ \text{のうち特定} \\ \text{施設の敷地} \\ \text{として使用} \\ \text{される部分} \\ \text{とその他の} \\ \text{部分とに併} \\ \text{用される部} \\ \text{分の面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該施設の} \\ \text{うち特定施} \\ \text{設として専} \\ \text{ら使用され} \\ \text{る部分の床} \\ \text{面積 (A)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該施設のう} \\ \text{ち特定施設と} \\ \text{して使用され} \\ \text{る部分とそ} \\ \text{他の部分とに} \\ \text{併用される部} \\ \text{分の床面積} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{A + 当該施設} \\ \text{のうちその他} \\ \text{の部分として} \\ \text{専ら使用され} \\ \text{る部分の床面} \\ \text{積} \end{array}} \times \begin{array}{l} \text{当該施設の床面積} \end{array} \end{array} $ (注) <u>取得した土地等が特定施設の「敷地」に該当するかどうかは、社会通念に従い、当該土地等が当該施設と一体として利用されるものであるかどうかにより判定する。</u> (特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37—26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号《特別償却等》に掲げる規定（措置法第13条及び第13条の2の規定を除く。）の適用を受けている場合には、・・・・・・。 (買換えの証明書の添付) 37—29 措置法第37条の規定の適用を受けようとする場合において、<u>同条第6項に定める書類の添付は、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同項第7号に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第9号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定</u>	(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い) 37—26の3 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号《特別償却等》に掲げる規定（措置法第13条から第13条の3までの規定を除く。）の適用を受けている場合には、・・・・・・。 (買換えの証明書の添付) 37—29 措置法第37条の規定の適用を受けようとする場合において、<u>措置法第37条第6項に定める書類の添付は、措置法規則第18条の5第3項及び第4項《買換え証明書》に掲げる資産について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、同項に掲げる資産以外の資産について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を</u>

改正後	改正前
の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、<u>これらの資産以外の資産</u>について買換えの規定の適用を受けようとするときにはその添付を要しないことに留意する。 措置法第37条の3 《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係 （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3—3 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却及び同法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却を除く。）をすることはできないことに留意する。 （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3—4 ・ ・ ・ ・ ・、当該買換資産について同法第11条から第12条の2まで及び<u>第13条の3から第15条《特別償却》</u>までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。この場合において、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・、当該資産の<u>措置法</u>第37条第1項に規定する取得の日による。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （注）1 例えば、措置法第11条第1項に規定する特定設備等につき<u>同法</u>第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、・ ・ ・ ・ ・。 2 例えば、<u>措置法</u>第14条に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、・ ・ ・ ・ ・。ただし、サービス付き高齢者向け賃貸住宅をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き貸家の用に供しなかったため<u>同項</u>の規定の適用がないこととなった場合には、・ ・ ・ ・ ・。	要しないことに留意する。 措置法第37条の3 《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係 （買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用） 37の3—3 ・ ・ ・ ・ ・、措置法第19条各号に規定する特別償却（措置法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、<u>措置法第13条の2に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却及び措置法第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却</u>を除く。）をすることはできないことに留意する。 （買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却） 37の3—4 ・ ・ ・ ・ ・、当該買換資産について同法第11条から第12条の2まで及び<u>第13条の4から第15条《特別償却》</u>までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。この場合において、・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・、当該資産の<u>同法</u>第37条第1項に規定する取得の日による。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 （注）1 例えば、措置法第11条第1項に規定する特定設備等につき<u>措置法</u>第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、・ ・ ・ ・ ・。 2 例えば、<u>同法</u>第14条に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、・ ・ ・ ・ ・。ただし、サービス付き高齢者向け賃貸住宅をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き貸家の用に供しなかったため<u>同法第37条第1項</u>の規定の適用がないこととなった場合には、・ ・ ・ ・ ・。

改 正 後					改 正 前				
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
~~~~~					~~~~~				
⑨ マンションの 建替えの円滑化 等に関する法律 (以下「マンショ ン建替法」とい う。)(平成14年法 律第78号)第15 条第1項若しく は第64条第1項 若しくは第3項 の請求若しくは 同法第56条第1 項の申出に基づ くマンション建 替事業(※1)の 同法第2条第1 項第5号に規定 する施行者に対 する土地等の譲 渡で、・・・	当該マンシ ョン建替事業 に係る施行再 建マンション (※2)が措置 法令第20条の 2第9項に規 定する国土交 通大臣が財務 大臣と協議し て定める基準 に適合するこ とにつき都道 府県知事(市の 区域内にあつ ては、当該市の 長)の証明を受 けた旨及び当 該土地等を当 該請求又は・・・	・・・	・・・ 措置法規則13 条の3 1項 9号 イ	※1 ・・・マ ンションの建替え に関する事業及び これに附帯する事 業のうち、良好な 居住環境の確保に 資するものとし て、当該事業に係 る施行再建マンシ ョンの住戸の規模 及び構造が国土交 通大臣が財務大臣 と協議して定める 基準に適合する場 合に限られる。 ※2 「施行再建マ ンション」とは、 マンション建替事 業の施行により建 築された再建マン ションをいう。	⑨ マンションの 建替えの円滑化 等に関する法律 (以下「マンショ ン建替法」とい う。)(平成14年法 律第78号)第15 条第1項若しく は第64条第1項 若しくは第3項 の請求若しくは 同法第56条第1 項の申出に基づ くマンション建 替事業(※)の同 法第2条第1項 第5号に規定す る施行者に対す る土地等の譲渡 で、・・・	当該土地等 を当該請求又 は・・・	・・・	・・・ 措置法規則13 条の3 1項 9号	※ ・・・マン ションの建替えに 関する事業及びこ れに附帯する事業 をいう。

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証 明 書 類	発 行 者	根拠条項	備 考
9の2) . . . . . 当該施行マンシ ョンの延べ面積 以上であるマン ション建替事業 (※4)の施行者 に対する土地等 (※5)の譲渡 で、. . . . .	(イ) 一定の建 築物 (※2) に該当する こと及びマ ンション建 替事業 (※ 4)に係る 施行再建マ ン シ ョ ン (※3)が措 置法令第20 条の2第9 項に規定す る国土交通 大臣が財務 大臣と協議 して定める 基準に適合 し、かつ、 その延べ面 積が当該施 行マンショ ンの延べ面 積以上であ ることにつ き都道府県 知事 (市の	. . . . .	. . . . . . . . . . 措置法規則13 条の3 1項 9号 ロ	※1 . . . . .。 ※2 . . . . .。 ※3 「施行再建マ ンション」とは、 <u>上記⑨の※2と同            様である。</u> ※4 「マンション 建替事業」とは、 <u>上記⑨の※1と同            様である。</u> ※5 . . . . .。	9の2) . . . . . 当該施行マンシ ョンの延べ面積 以上であるマン ション建替事業 の施行者に対す る土地等(※4) の譲渡で、. . . . .	(イ) 一定の建 築物 (※2) に該当する ことを証す る書類 (ロ) 施行再建 マンション (※3)の延 べ面積が当 該施行マン ションの延 べ面積以上 であること につき都道 府 県 知 事 (指定都市 等の長)の 証明を受け た旨を証す る書類	. . . . . . . . . . 土地等の買 取りをする マンション 建替事業の 施行者	. . . . . . . . . . 措置法規則13 条の3 1項 9号	※1 . . . . .。 ※2 . . . . .。 ※3 「施行再建マ ンション」とは、 <u>マンション建替            事業の施行によ            り建築された再            建マンションを            いう。</u> ※4 . . . . .。

区域内にあ  
っては、当  
該市の長)  
の証明を受  
けた旨を証  
する書類

(ロ) . . . . .

(ハ) . . . . .

改 正 後							改 正 前						
別表 2							別表 2						
収用証明書の区分一覧表							収用証明書の区分一覧表						
区 分			内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分			内 容	発行者	根拠条項	備 考
・	・	㉔	・	・	・	※	・	・	㉔	・	・	・	※
・	・	(イ)						・	(イ)				
・	・	(ロ)						・	(ロ)				
・	・	(ハ)						・	(ハ)				
		(ニ)	社会福祉法人 の設置に係る幼 保連携施設(就学 前の子どもに関 する教育、保育等 の総合的な提供 の推進に関する 法律第3条第3 項の認定を受け た同項に規定す る幼保連携施設 をいう。㉔におい て同じ。)を構成 する幼稚園・・ ・・						(ニ)	社会福祉法人 の設置に係る幼 保連携施設(就学 前の子どもに関 する教育、保育等 の総合的な提供 の推進に関する 法律第3条第2 項の認定を受け た同項に規定す る幼保連携施設 をいう。)を構成 する幼稚園・・ ・・			
		(ホ)	・・						(ホ)	・・			
		㉔	・	・	・	※1			㉔	・	・	・	※1
		(イ)	・・	同法 第62条第1項に 規定する社会福 祉施設(※2)並		(1)			(イ)	・・	同法 第62条第1項に 規定する社会福 祉施設(※2)		(1)
						(2)							(2)
						(3)	同条第10項 に規定する共						(3) 同条第11項 に規定する共

		<u>びに児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</u> (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) 学校法人の設置に係る幼保連携施設を構成する . . . . .			同生活介護 (4) 同条第13項に規定する自立訓練 (5) 同条第14項に規定する就労移行支援 (6) 同条第15項に規定する就労継続支援 (7) 同条第16項に規定する共同生活援助 ※2 . . . . .。	
		(ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) 学校法人の設置に係る幼保連携施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項の認定を受けた同項に規定する幼保連携施設をいう。)を構成する . . . . .			同生活介護 (4) 同条第14項に規定する自立訓練 (5) 同条第15項に規定する就労移行支援 (6) 同条第16項に規定する就労継続支援 (7) 同条第17項に規定する共同生活援助 ※2 . . . . .。	
. . . . .	④② . . . . .	. . . . .	経済産業大臣又は当該資産の所在する地域を管轄する経済産業局長	. . . . . . . . . .		
⑤① . . . . .	(イ) . . . . .	当該許可をしなかった都市計画法第55条第1項に規定	. . . . . . . . . .	※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)をいう(都		
	⑤① . . . . .	(イ) . . . . .	当該許可をしなかった都道府県知事	. . . . . . . . . .		

改正後					改正前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	(四) . . . . .	する都道府県知事等 (※) . . . . .		市計画法第26条第1項)。		(四) . . . . .	. . . . .		
⑤⑥ . . . . .	. . . . .	当該処分をした経済産業大臣又は経済産業局長	. . . . . . . . . .		⑤⑥ . . . . .	. . . . .	当該処分をした経済産業局長	. . . . . . . . . .	

改 正 後					改 正 前				
別表 3					別表 3				
特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
② . . . . .	(イ) . . . . .	都市計画法 第55条第1 項に規定す る都道府県 知事等（※）	. . . . . . . . . .	※ 「都道府県知 事等」とは、都 道府県知事（市 の区域内にあ っては、当該市 の長）をいう （都市計画法第 26条第1項）。	② . . . . .	(イ) . . . . .	都道府県知 事	. . . . . . . . . .	
	(ロ) . . . . .	. . . . .				(ロ) . . . . .	. . . . .		

改 正 後				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
③ ・ ・ ・ ・ ・、 平成6年1月1 日から <u>平成26年 12月31日</u> までの 間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ニ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ホ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・。	(イ) ・ ・ ・ ・ ・当 該事業により造 成される宅地の 分譲をすること を約して買い取 ったものでない 旨を証する書類 ( <u>3の2</u> )におい て「買取り等を 証する書類」と いう。) (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・       ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の 2 2 項 3号イ・ <u>ハ</u> ・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。
<u>3の2</u> ・ ・ ・ ・ ・、 平成6年1月1 日から <u>平成26年 12月31日</u> までの 間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の 2 2 項 3号ロ・ <u>ハ</u> ・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。
(廃止)				

改 正 前				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
③ ・ ・ ・ ・ ・、 平成6年1月1 日から <u>平成23年 12月31日</u> までの 間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ニ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ホ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・。	(イ) ・ ・ ・ ・ ・当 該事業により造 成される宅地の 分譲をすること を約して買い取 ったものでない 旨を証する書類 (以下 <u>3の2</u> )に おいて「買取り 等を証する書 類」という。) (ロ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・       ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の 2 2 項 3号イ・ <u>三</u> ・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。
<u>3の2</u> ・ ・ ・ ・ ・、 平成6年1月1 日から <u>平成23年 12月31日</u> までの 間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ロ) ・ ・ ・ ・ ・。 (ハ) ・ ・ ・ ・ ・。	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条 の 2 2 項 3号ロ・ <u>三</u> ・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・。
<u>3の3</u> 都市計画 <u>区域内において</u> <u>行われる一団の</u> <u>住宅建設事業で</u> <u>次に掲げる要件</u>	(イ) 当該土地等を 当該事業の用に 供するために買 い取ったもので ある旨、当該土	当該土地等 の買取りを する者	措置法34条 の 2 2 項 3号ハ・ <u>ニ</u> 措置法規則17 条の 2 1 項	

を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、買い取られる場合  
(イ) 当該一団の住宅建設事業が都市計画法第4条第2項《定義》に規定する都市計画区域内において行われるものであること。  
(ロ) その事業により建設される住宅の戸数（優先分譲住宅の戸数を除く。）が50戸以上であること。  
(ハ) 優先分譲住宅の合計戸数が、当該建設される住宅の合計戸数の10%未満であること。  
(ニ) 当該建設される一の住宅

地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が買い取られた者に対し当該事業により建設される住宅の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類  
(ロ) 当該一団の住宅建設に関する事業に係る住宅の建設及び住宅の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し

国土交通大臣

5号

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
						<u>(建物の区分 所有等に関する法律第2条 第1項《定義》 に規定する建 物の部分で住 居の用途に供 するものに あつては、当該 部分)の床面 積が50㎡以上 200㎡以下で あること。</u> <u>(ホ) 当該建設さ れる住宅(優 先分譲住宅を 除く。)の分譲 が公募の方法 により行われ るものである こと。</u>			
④ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>5号</u>		④ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>6号</u>	
⑤ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>6号</u>		⑤ . . . . .	. . . . .	. . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>7号</u>	
⑥ . . . . .	(イ) . . . . .	. . . . .	. . . . .	※1 . . . . .	⑥ . . . . .	(イ) . . . . .	. . . . .	. . . . .	※1 . . . . .

(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... B ..... C .....	(ロ) ..... A ..... B ..... C .....	..... ..... .....	措置法規則17 条の2 1項 <u>7号</u>	※2 ..... ※3 .....
⑦ ..... (イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>8号</u>	※1 ..... ※2 ..... ※3 .....
⑧ ..... (イ) ..... (ロ) ..... (ハ) .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>9号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑨ ..... (イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法令22 条の8 <u>13</u> <u>項</u> 措置法規則17 条の2 1項 <u>10号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑩ ..... (イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>11号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑪ ..... (イ) .....	(イ) .....	.....	.....	※1 .....

(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... B ..... C .....	(ロ) ..... A ..... B ..... C .....	..... ..... .....	措置法規則17 条の2 1項 <u>8号</u>	※2 ..... ※3 .....
⑦ ..... (イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>9号</u>	※1 ..... ※2 ..... ※3 .....
⑧ ..... (イ) ..... (ロ) ..... (ハ) .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>10号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑨ ..... (イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法令22 条の8 <u>15</u> <u>項</u> 措置法規則17 条の2 1項 <u>11号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑩ ..... (イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B .....	..... ..... ..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 <u>12号</u>	※1 ..... ※2 .....
⑪ ..... (イ) .....	(イ) .....	.....	.....	※1 .....

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	(㊦) . . . . . A . . . . . . . . . . B . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . .	措置法規則17 条の2 1項 <u>12号</u>	※2 . . . . .		(㊦) . . . . . A . . . . . . . . . . B . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . .	措置法規則 17 条の2 1項 <u>13号</u>	※2 . . . . .
⑫ . . . . . (イ) . . . . . (㊦) . . . . .	(イ) . . . . . (㊦) . . . . . A . . . . . . . . . . B . . . . . . . . . . C . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>13号</u>	※1 . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . . ※2 . . . . . ※3 . . . . .	⑫ . . . . . (イ) . . . . . (㊦) . . . . .	(イ) . . . . . (㊦) . . . . . A . . . . . . . . . . B . . . . . . . . . . C . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>14号</u>	※1 . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . . ※2 . . . . . ※3 . . . . .
⑬ . . . . . (イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . C . . . . . D . . . . . E . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . (C) . . . . . (㊦) . . . . . A . . . . . B . . . . . C . . . . . D . . . . . E . . . . .	(イ) . . . . . (㊦) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>14号</u>	※ . . . . . (1) . . . . . . . . . . (2) . . . . . . . . . . イ . . . . . ロ . . . . . ハ . . . . . ニ . . . . .	⑬ . . . . . (イ) . . . . . A . . . . . B . . . . . C . . . . . D . . . . . E . . . . . (A) . . . . . (B) . . . . . (C) . . . . . (㊦) . . . . . A . . . . . B . . . . . C . . . . . D . . . . . E . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 <u>15号</u>	※ . . . . . (1) . . . . . . . . . . (2) . . . . . . . . . . イ . . . . . ロ . . . . . ハ . . . . . ニ . . . . .	

13の2	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... ..... B ..... ..... C ..... ..... (ニ) ..... (ホ) .....	(イ) ..... (ロ) .....	..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 15号	※1 ..... (1) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... (2) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... ニ ..... ※2 ..... ※3 ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....
13の3	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B ..... C ..... (ハ) .....	(イ) ..... (ロ) .....	..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 16号	※1 ..... (1) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... (2) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... ニ ..... ※2 ..... (1) ..... イ ..... ロ .....

13の2	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) ..... A ..... ..... B ..... ..... C ..... ..... (ニ) ..... (ホ) .....	(イ) ..... (ロ) .....	..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 16号	※1 ..... (1) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... (2) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... ニ ..... ※2 ..... ※3 ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....
13の3	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... B ..... C ..... (ハ) .....	(イ) ..... (ロ) .....	..... .....	..... 措置法規則17 条の2 1項 17号	※1 ..... (1) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... (2) ..... イ ..... ロ ..... ハ ..... ニ ..... ※2 ..... (1) ..... イ ..... ロ .....

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑭ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 17号	※ . . . . . (1) . . . . . . . . . . (2) . . . . . . . . . .	⑭ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 18号	※ . . . . . (1) . . . . . . . . . . (2) . . . . . . . . . .
14の2) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 18号	※ . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . .	14の2) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . .	. . . . . . . . . .	. . . . . 措置法規則17 条の2 1項 18号の2	※ . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . .
⑳ . . . . .	. . . . .	建築許可権 者(※1)、 都府県知事 (※2)又は 都道府県知 事等(※ 3) . . . . .	. . . . . . . . . .	※1 「建築許可 権者」とは、都 道府県知事(市 の区域内にあ つては、当該市 の長)をいう (都市再開発法 第7条の4第 1項)。 ※2 「都府県知 事」とは、都府 県知事(市の区 域内にあつて は、当該市の 長)をいう(大 都市地域住宅 等供給促進法 第7条第1 項)。 ※3 「都道府県	⑳ . . . . .	. . . . .	都道府県知 事 . . . . .	. . . . . . . . . .	

				知事等」とは、 都道府県知事 (市の区域内 にあつては、当 該市の長)をい う(地方拠点都 市地域整備等 促進法第21条 第1項)。					
20の2 . . . . .	. . . . .、そ の旨及び当該保留 地の上に設置され る同項に規定する 都市福利施設又は 公営住宅等の設置 をする者が措置法 令第22条の8第25 項に規定する者で ある旨とし、. . . . . .、その旨並び に当該保留地の上 に設置される同項 に規定する生活関 連施設又は一般交 通用施設の設置を する者が措置法令 第22条の8第26項 に規定する者であ る旨 . . . . .	. . . . .	. . . . . . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .	20の2 . . . . .	. . . . .、そ の旨及び当該保留 地の上に設置され る同項に規定する 都市福利施設又は 公営住宅等の設置 をする者が措置法 令第22条の8第27 項に規定する者で ある旨とし、. . . . . .、その旨並び に当該保留地の上 に設置される同項 に規定する生活関 連施設又は一般交 通用施設の設置を する者が措置法令 第22条の8第28項 に規定する者であ る旨 . . . . .	. . . . .	. . . . . . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .
23 . . . . .	. . . . . (4) . . . . . . . . . .	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . .	23 . . . . .	. . . . . (4) . . . . . . . . . .	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . . (1) . . . . . (2) . . . . .

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	(㍒) . . . . . A 当該土地が 措置法令第22 条の8 <u>第30項</u> 各号に掲げる 鳥獣の生息地 で国又は. . . . . . B . . . . .	. . . . .      . . . . .				(㍒) . . . . . A 当該土地が 措置法令第22 条の8 <u>第32項</u> 各号に掲げる 鳥獣の生息地 で国又は. . . . . . B . . . . .	. . . . .      . . . . .		
㉔ . . . . .	(イ) . . . . . (㍒) . . . . . (ハ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . 措置法令 22 条の 8 <u>31</u> <u>項</u> . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .	㉔ . . . . .	(イ) . . . . . (㍒) . . . . . (ハ) . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . 措置法令 22 条の 8 <u>33</u> <u>項</u> . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .

改 正 後				
別表 5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑩ . . . . .	. . . . .措置 法第30条の2第1 項に規定する森林 経営計画を作成 し、当該森林経営 計画につき市町村 の長（※）の認定 を受けた、又は受 けることが確実で ある旨を証する書 類	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ 森林法第19 条の規定の適 用がある場合 においては、当 該森林計画の 対象とする森 林の全部が一 の都道府県の 区域内にある 場合は当該都 道府県知事、そ れ以外の場合 は農林水産大 臣となる。
⑪ . . . . .	. . . . .措置 法第30条の2第1 項に規定する森林 経営計画を作成 し、同項に規定す る認定を受けた、 又は受けることが 確実である旨を証 する書類	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . .。

改 正 前				
別表 5				
農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑩ . . . . .	. . . . .措置 法第30条の2第1 項に規定する森林 施業計画を作成 し、当該森林施業 計画につき都道府 県知事の認定を受 けた又は受けるこ とが確実である旨 を証する書類	. . . . .	. . . . . . . . . .	
⑪ . . . . .	. . . . .措置 法第30条の2第1 項に規定する森林 施業計画を作成 し、同項に規定す る認定を受けた旨 又は受けることが 確実である旨を証 する書類	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . .。